日本に入国したら

日本に滞在するとき

パスポートに記された 1 在留資格 と 2-1 在留期間 を確認します

日本では 在留資格（28種類） ごとに就労の可否と期間が決まっています

- (1) 就労が可能な在留資格…18種類
- (2) 就労ができない在留資格…5種類
- (3) 許可の内容により就労の可否が決められる在留資格…1種類
- (4) 身分又は地位に基づく在留資格（就労に制限なし）…4種類

滞在中、こんなときは	いつ	用意する必要書類など	どこで	何をする
就労できることを証明したいとき		1 就労資格証明書交付申請書 2 パスポートまたは在留資格証明書 3 在留カードまたは特別永住者証明書 4 資格外活動許可書（資格外活動許可を受けている場合） など * 交付を受けるときに900円（収入印紙）	地方入国管理官署で	3 就労資格証明書交付の申請をする

B 在留資格

B 在留資格 のトップへ

滞在中、こんなときは	いつ	用意する必要書類など	どこで	何をする
現在取得している在留資格以外の活動で報酬を得たいとき		1 資格外活動許可申請書 2 資格外活動許可に係る活動の内容を明らかにする書類 3 パスポートまたは在留資格証明書 4 在留カード など * 無料	地方入国管理官署で	2-6 資格外活動許可の申請をする
在留期間を更新したいとき	在留期間満了3ヶ月前から 在留期間を1日でも過ぎると 2-3 不法残留（滞在）	1 在留期間更新許可申請書 2 写真 3 日本での活動内容に応じた資料 4 パスポートまたは在留資格証明書 5 在留カードまたは特別永住者証明書 6 資格外活動許可書（資格外活動許可を受けている場合） 7 身元保証書 など * 許可されるときに4000円（収入印紙）	地方入国管理官署で	2-2 在留期間更新の申請をする

B 在留資格

B 在留資格 のトップへ

滞在中、こんなときは	いつ	用意する必要書類など	どこで	何をする
在留資格を変更したいとき	資格の変更の事由が生じたときから在留期間満了日以前	1 在留資格変更許可申請書 2 写真 3 日本での活動内容に応じた資料 4 パスポートまたは在留資格証明書 5 在留カードまたは特別永住者証明書 6 資格外活動許可書（資格外活動許可を受けている場合） 7 身元保証書 など * 許可されるときに 4000円（収入印紙）	地方入国管理官署で	2-4 在留資格変更の申請をする
日本に永住したいとき		許可されるにはいくつかの条件をみたさなければいけません * 許可されるときに 8000円（収入印紙）	地方入国管理官署で	2-5 永住許可の申請をする
一時的に日本を出国するとき 在留期間内、満了前に		＜みなし再入国＞ 1 パスポート 2 在留カードまたは特別永住者証明書		
		1 再入国許可申請書 2 パスポート 3 在留カードまたは特別永住者証明書 * 許可されるときに手数料3000円（一次許可） または 6000円（数次許可）	地方入国管理官署で	2-7 再入国許可（一次許可）の申請をする 2-7 再入国許可（数次許可）の申請をする
＜中長期在留者＞ 日本で生まれた子どもの在留資格をとりたいとき	生まれた日から 30日以内	1 在留資格取得許可申請書 2 出生証明書、母子健康手帳など 3 両親のパスポートと在留カード 4身元保証書 など	地方入国管理官署で	2-8 在留資格取得許可の申請をする

あなたが 日本に滞在するには在 留 資格が必要です。在 留 資格は 28種類あり、それぞれ日本でできる活動と期間が定められています。

1 在留資格の確認

あなたが、日本に入国し滞在する場合に、入国の目的によって在留資格と在留期間が決められます。パスポートに、在留資格の種類と在留期限の記載があるので、確認しておきましょう。

出典：法務省入国管理局「出入国管理のしおり」パンフレット

許可された在留資格は次の28種類で、許可された資格以外の活動を行うことはできません。

(1) 就労が可能な在留資格（18種類）

在留資格	本邦において行うことができる活動 ≪当該職業例など≫	在留期間	就労
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動 ≪外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族≫	「外交活動」を行う期間	○
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（「外交」の項に掲げる活動を除く。） ≪外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族≫	5年、3年、1年、3月、30日又は15日	○
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動 ≪大学の教授等≫	5年、3年、1年又は3月	○
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（「興行」の項に掲げる活動を除く。） ≪画家、作曲家、著述家等≫	5年、3年、1年又は3月	○
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動 ≪外国の宗教団体から派遣される宣教師等≫	5年、3年、1年又は3月	○

在留資格	本邦において行うことができる活動 ≪当該職業例など≫	在留期間	就労
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動 ≪外国の報道機関の記者、カメラマン≫	5年、3年、1年又は3月	○
高度専門職	1号 高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のイからハまでのいずれかに該当する活動であって、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動 ロ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動 ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動	1号は5年、2号は無期限	○

在留資格	本邦において行うことができる活動 ≪当該職業例など≫	在留期間	就労
高度専門職	2号 1号に掲げる活動を行った者であって、その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものが行う次に掲げる活動 イ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導又は教育をする活動 ロ 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動 ハ 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動 ニ 2号イからハまでのいずれかの活動と併せて行う教授、芸術、宗教、報道、法律・会計業務、医療、教育、技術・人文知識・国際業務、興行、技能の項に掲げる活動 （2号のイからハまでのいずれかに該当する活動を除く。） ≪ポイント制による高度人材≫		
経営・管理	本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。） ≪企業の経営者、管理者≫	5年、3年、1年、4月又3月	○

B 在留資格

B 在留資格 のトップへ

在留資格	本邦において行うことができる活動 ≪当該職業例など≫	在留期間	就労
法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動 ≪弁護士、公認会計士等≫	5年、3年、1年又は3月	○
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動 ≪医師、歯科医師、看護師≫	5年、3年、1年又は3月	○
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動(「教授」の項に掲げる活動を除く。) ≪政府関係機関や私企業等の研究者≫	5年、3年、1年又は3月	○
教育	本邦の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編成に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動 ≪中学校・高等学校等の語学教師等≫	5年、3年、1年又は3月	○
技術・人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学、その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動(教授、芸術、報道、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、興行の項に掲げる活動を除く。) ≪機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等≫	5年、3年、1年又は3月	○

B 在留資格

B 在留資格 のトップへ

在留資格	本邦において行うことができる活動 ≪当該職業例など≫	在留期間	就労
企業内転勤	本邦の本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動 ≪外国の事業所からの転勤者≫	5年、3年、1年又は3月	○
介護	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動	5年、3年、1年又は3月	○
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動(「経営・管理」の項に掲げる活動を除く。) ≪俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等≫	3年、1年、6月、3月又は15日	○
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動 ≪外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等≫	5年、3年、1年又は3月	○

在留資格	本邦において行うことができる活動 ≪当該職業例など≫	在留期間	就労
技能実習	1号 イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第一号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動。 ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第一号団体管理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動。 2号 イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第二号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動。 ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第二号団体管理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動。 3号 イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第三号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動。 ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第三号団体管理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動。	1号 法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲） 2号 法務大臣が個々に指定する期間（2年を超えない範囲） 3号 法務大臣が個々に指定する期間（2年を超えない範囲）	○

(2) 就労ができない在留資格（5種類）

在留資格	本邦において行うことができる活動 ≪当該職業例など≫	在留期間	就労
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（「留学」の項から「研修」の項までに掲げる活動を除く。） ≪日本文化の研究者等≫	3年、1年、6月又は3月	×
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動 ≪観光客、会議参加者等≫	90日、30日又は15日以内の日を単位とする期間	×
留学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部、小学校若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動 ≪大学・短期大学・高等専門学校、高等学校、中学校及び小学校等の学生≫	4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月	×
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技術等の修得をする活動（「技能実習1号」の項及び「留学」の項に掲げる活動を除く。） ≪研修生≫	1年、6月又は3月	×

B 在留資格

B 在留資格 のトップへ

在留資格	本邦において行うことができる活動 ≪当該職業例など≫	在留期間	就労
家族滞在	「教授」から「文化活動」までの在留資格をもって在留する者（「技能実習」を除く。）又は「留学」をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動 ≪在留外国人が扶養する配偶者・子≫	5年、4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月	×

(3) 個々の外国人に与えられた許可の内容により就労の可否が決められる在留資格（1種類）

在留資格	本邦において行うことができる活動 ≪当該職業例など≫	在留期間	就労
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動 ≪外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等≫	5年、4年、3年、2年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）	○

(4) 身分又は地位に基づく在留資格（4種類）

在留資格	本邦において有する身分又は地位	在留期間	就労
永住者	法務大臣が永住を認める者 ≪法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）≫	無期限	◎
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは民法（明治29年法律第89号）第817条の2の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者 ≪日本人の配偶者・実子・特別養子≫	5年、3年、1年又は6月	◎

B 在留資格

B 在留資格 のトップへ

在留資格	本邦において有する身分又は地位	在留期間	就労
永住者の配偶者等	永住者の在留資格をもって在留する者若しくは平和条約関連国籍離脱者等入管特例法に定める特別永住者（以下、「永住者等」と総称する。）の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者 ≪永住者・特別永住者の配偶者及び我が国で出生し引き続き在留している実子≫	5年、3年、1年又は6月	◎
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者 ≪第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等≫	5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）	◎

（注）「就労」欄の表示内容

◎：就労に制限なし

○：一定範囲で就労可

×：就労不可

参考資料：法務省　入国管理局「在留資格一覧表」

2 在留期間更新、在留資格変更、永住許可申請、資格外活動許可、再入国許可及び在留資格取得

2-1 在留期間

在留期間は15日、30日、90日、3ヵ月、6ヵ月、1年、1年3ヵ月、2年、2年3ヵ月、3年、5年の11通りと、出国準備期間として月単位で許可されるものがあります。この期間を超えて在留する場合は、許可が必要です。

※ 各資格の在留期間に関しては1 在留資格の確認の(1)、(2)、(3)、(4)の表を参照してください。

2 在留期間更新、在留資格変更、永住許可申請、資格外活動許可、再入国許可及び在留資格取得

2-2 在留期間の更新

在留期間を延長して同じ活動を続けたいときは、在留期間更新の手続をしなければなりません。申請は在留期間の満了する日以前(6ヵ月以上の在留期間を有する者にあたっては在留期間の満了するおおむね3ヵ月前)からできます。

もし申請の結果が在留期間内に出なかった時は、現在の在留期間の満了後も最長2ヵ月間は、同じ在留資格で滞在可能です。(2ヵ月以内に申請結果が出れば、その日が在留満了日になります。)

申請に必要な書類は在留資格と在留期間によって異なるので、居住地の地方入国管理官署に問い合わせましょう。

必要な書類	提出先／問合先	いつから、いつまで	手数料
1 在留期間更新許可申請書 2 写真 3 日本での活動内容に応じた資料 4 パスポートまたは在留資格証明書 5 在留カード 6 資格外活動許可書〈資格外活動許可を受けている場合〉 7 身元保証書 など	提出先:居住地の地方入国管理官署 問合先:居住地の地方入国管理官署または外国人在留総合インフォメーションセンター(4 在留に関する各種問い合わせ参照)	在留期間の満了する日以前(6ヵ月以上の在留期間を有する者にあたっては在留期間の満了するおおむね3ヵ月前から)	許可されるときに4,000円が必要(収入印紙)

みほん
見本

別記第三十号の二様式（第二十一条関係）
申請人等作成用 1
For applicant, part1

日本国政府法務省
Ministry of Justice,Government of Japan

在留期間更新許可申請書
APPLICATION FOR EXTENSION OF PERIOD OF STAY

写真
Photo
40mm × 30mm

To the Director General of 入国管理局長 殿 Regional Immigration Bureau

出入国管理及び難民認定法第21条第2項の規定に基づき，次のとおり在留期間の更新を申請します。
Pursuant to the provisions of Paragraph 2 of Article 21 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act, I hereby apply for extension of period of stay.

1 国籍・地域 Nationality/Region _____ 2 生年月日 Date of birth _____ 年 Year 月 Month 日 Day
Family name Given name
3 氏名 Name _____
4 性別 Sex 男・女 Male / Female 5 出生地 Place of birth _____ 6 配偶者の有無 Marital status 有・無 Married / Single
7 職業 Occupation _____ 8 本国における居住地 Home town/city _____
9 住居地 Address in Japan _____
電話番号 Telephone No. _____ 携帯電話番号 Cellular phone No. _____
10 旅券 Passport (1)番号 Number _____ (2)有効期限 Date of expiration _____ 年 Year 月 Month 日 Day
11 現に有する在留資格 Status of residence _____ 在留期間 Period of stay _____
在留期間の満了日 Date of expiration _____ 年 Year 月 Month 日 Day
12 在留カード番号 Residence card number _____
13 希望する在留期間 Desired length of extension _____ （審査の結果によって希望の期間とならない場合があります。）(It may not be as desired after examination.)
14 更新の理由 Reason for extension _____
15 犯罪を理由とする処分を受けたことの有無（日本国外におけるものを含む。） Criminal record (in Japan / overseas)
有（具体的内容 Yes (Detail: _____ ）・無) / No
16 在日親族（父・母・配偶者・子・兄弟姉妹など）及び同居者
Family in Japan(Father, Mother, Spouse, Son, Daughter, Brother, Sister or others) or co-residents

続柄 Relationship	氏名 Name	生年月日 Date of birth	国籍・地域 Nationality/Region	同居 Residing with applicant or not	勤務先・通学先 Place of employment/ school	在留カード番号 特別永住者証明書番号 Residence card number Special Permanent Resident Certificate number
				はい・いいえ Yes / No		
				はい・いいえ Yes / No		
				はい・いいえ Yes / No		
				はい・いいえ Yes / No		
				はい・いいえ Yes / No		
				はい・いいえ Yes / No		

※ 16については，記載欄が不足する場合は別紙に記入して添付すること。 なお，「研修」，「技能実習」に係る申請の場合は記載不要です。
Regarding item 16, if there is not enough space in the given columns to write in all of your family in Japan, fill in and attach a separate sheet.
In addition, take note that you are not required to fill in item 16 for applications pertaining to "Trainee" or "Technical Intern Training".

（注）裏面参照の上，申請に必要な書類を作成して下さい。 Note : Please fill in forms required for application. (See notes on reverse side.)

しゅってん ほうむしょう ざいりゅうきかんこうしんきょかしんせい
出典：法務省（在留期間更新許可申請）

2 在留期間更新、在留資格変更、永住許可申請、資格外活動許可、再入国許可及び在留資格取得

2-3 不法残留（滞在）

在留期間を1日でも過ぎて滞在すると「不法残留(オーバーステイ)」となり、一定期間は日本への再入国が認められません。不法残留の人が帰国するには次のような手続をとります。

通常どおりの帰国	病気などのやむを得ない事情やごく短期間不法残留した場合、期間更新の手続をとり、認められると通常通り出国できる場合もありますから、なるべく早く最寄りの地方入国管理官署に届出ましょう。
出国命令による帰国	入管法違反者のうち、一定の要件を満たす不法残留者について、身柄を収容しないまま簡易な手続により出国させる制度が出国命令制度です。 出国命令の対象者については、次のいずれにも該当する不法残留者です。 (1) 速やかに日本から出国する意思をもって自ら地方入国管理官署に出頭したこと (2) 在留期間を経過したこと以外の退去強制事由に該当しないこと (3) 入国後に窃盗罪等の所定の罪により懲役または禁錮に処せられていないこと (4) 過去に退去強制されたことまたは出国命令を受けて出国したことがないこと (5) 速やかに日本から出国することが確実と見込まれること

退去強制（強制送還）	逮捕された場合は、拘置所などに身柄を拘束されます。その後、地方入国管理官署に引き渡され退去強制手続を受ける場合と起訴されて裁判を受ける場合があります。退去強制により出国した人は5年間、日本への再入国はできません。過去にも退去強制歴のある場合は10年間、または永久に日本に入国できない場合があります。 ※在留特別許可：退去強制にあたるとされた人でも、事情を考慮して法務大臣がその人の在留を許可することができるとされています。これが在留特別許可で、在留が認められるかどうかは法務大臣が決めます。許可された場合に限り、在留資格が与えられ引き続き日本で生活することができます。

2 在留期間更新、在留資格変更、永住許可申請、資格外活動許可、再入国許可及び在留資格取得

2-4 在留資格の変更

在留資格が「日本人の配偶者等」「定住者」「永住者」「永住者の配偶者等」の人は、活動に制限がないので、仕事によって在留資格を変更する必要はありません。しかし、それ以外の在留資格の人が、転職や就職する場合には、その活動に見合った在留資格に変更する必要があり、地方入国管理官署に「在留資格変更」の申請をしなければなりません。必要書類は在留資格と在留期間によって異なるので、詳しくは最寄りの地方入国管理官署に問い合わせましょう。

必要な書類	提出先／問合先	いつから、いつまで	手数料
1 在留資格変更許可申請書 2 写真 3 日本での活動内容に応じた資料 4 パスポートまたは在留資格証明書 5 在留カード 6 資格外活動許可書〈資格外活動許可を受けている場合〉 7 身元保証書 など	提出先：居住地の地方入国管理官署 問合先：居住地の地方入国管理官署または外国人在留総合インフォメーションセンター（4 在留に関する各種問い合わせ 参照）	資格の変更の事由が生じたときから在留期間満了日以前	許可されるときに4,000円が必要（収入印紙）

みほん
見本

別記第三十号様式（第二十条関係）
申請人等作成用 1
For applicant, part 1

日本国政府法務省
Ministry of Justice, Government of Japan

在留資格変更許可申請書
APPLICATION FOR CHANGE OF STATUS OF RESIDENCE

写真
Photo
40mm × 30mm

To the Director General of 入国管理局長 殿 Regional Immigration Bureau

出入国管理及び難民認定法第20条第2項の規定に基づき，次のとおり在留資格の変更を申請します。
Pursuant to the provisions of Paragraph 2 of Article 20 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act, I hereby apply for a change of status of residence

1 国籍・地域 Nationality/Region _____ 2 生年月日 Date of birth _____ 年 Year 月 Month 日 Day
Family name Given name

3 氏名 Name _____

4 性別 Sex 男・女 Male / Female 5 出生地 Place of birth _____ 6 配偶者の有無 Marital status 有・無 Married / Single

7 職業 Occupation _____ 8 本国における居住地 Home town/city _____

9 住居地 Address in Japan _____
電話番号 Telephone No. _____ 携帯電話番号 Cellular phone No. _____

10 旅券 Passport (1)番号 Number _____ (2)有効期限 Date of expiration _____ 年 Year 月 Month 日 Day

11 現に有する在留資格 Status of residence _____ 在留期間 Period of stay _____
在留期間の満了日 Date of expiration _____ 年 Year 月 Month 日 Day

12 在留カード番号 Residence card number _____

13 希望する在留資格 Desired status of residence _____
在留期間 Period of stay _____ （審査の結果によって希望の期間とならない場合があります。）(It may not be as desired after examination.)

14 変更の理由 Reason for change of status of residence _____

15 犯罪を理由とする処分を受けたことの有無（日本国外におけるものを含む。） Criminal record (in Japan / overseas)
有（具体的内容 Yes (Detail: _____ ）・無) / No

16 在日親族（父・母・配偶者・子・兄弟姉妹など）及び同居者
Family in Japan (Father, Mother, Spouse, Son, Daughter, Brother, Sister or others) or co-residents

続柄 Relationship	氏名 Name	生年月日 Date of birth	国籍・地域 Nationality/Region	同居 Residing with applicant or not	勤務先・通学先 Place of employment/ school	在留カード番号 特別永住者証明書番号 Residence card number Special Permanent Resident Certificate number
				はい・いいえ Yes / No		
				はい・いいえ Yes / No		
				はい・いいえ Yes / No		
				はい・いいえ Yes / No		
				はい・いいえ Yes / No		
				はい・いいえ Yes / No		

※ 16については，記載欄が不足する場合は別紙に記入して添付すること。 なお，「研修」，「技能実習」に係る申請の場合は記載不要です。
Regarding item 16, if there is not enough space in the given columns to write in all of your family in Japan, fill in and attach a separate sheet.
In addition, take note that you are not required to fill in item 16 for applications pertaining to "Trainee" or "Technical Intern Training".

（注）裏面参照の上，申請に必要な書類を作成して下さい。 Note : Please fill in forms required for application. (See notes on reverse side.)

しゅってん ほうむしょう ざいりゅうしかくへんこうきょかしんせい
出典：法務省 在留資格変更許可申請

2 在留期間更新、在留資格変更、永住許可申請、資格外活動許可、再入国許可及び在留資格取得

2-5 永住許可の申請

日本に永住を希望する人は、永住の許可を受ける必要があります。
地方入国管理官署で永住許可を申請します。永住許可を受けると在留資格は永住者となり、外国籍のままで、ずっと日本に住むことができます。在留期間の更新手続や在留資格変更の手続は必要ありませんが、旅行などで日本を出国するときには再入国許可が必要です（ただし、有効なパスポートと在留カードがあり、出国から1年以内に再入国するときは、再入国許可の取得不要）。永住許可にはいくつかの条件がありますから、詳しくは最寄りの地方入国管理官署に問い合わせましょう。

手数料：許可されるとき8,000円が必要（収入印紙）

2 在留期間更新、在留資格変更、永住許可申請、資格外活動許可、再入国許可及び在留資格取得

2-6 資格外活動許可

たとえば留学生がアルバイトをしたいときに必要な許可です。（留学生が、在籍する大学または高等専門学校（第4学年、第5学年および専攻科に限る）で教育補助（TA）や研究補助（RA）の仕事をする場合は不要です。）

就労を認められていない資格の人がアルバイトなどで収入を得る活動をするには、地方入国管理官署で資格外活動許可を受けなければなりません。留学・家族滞在などでアルバイトをするときには、就労時間や就労内容に制限があります。自分の在留資格の活動範囲ではない仕事をすると「不法就労」となり処罰されます。詳しくは最寄りの地方入国管理官署に問い合わせましょう。

必要な書類	提出先／問合先	いつ	手数料
1 資格外活動許可申請書 2 資格外活動許可に係る活動の内容を明らかにする書類 3 パスポートまたは在留資格証明書 4 在留カード など 5 身分を証する文書等の提示（申請取次者が申請を提出する場合）	提出先：居住地の地方入国管理官署 問合先：居住地の地方入国管理官署または外国人在留総合インフォメーションセンター（4 在留に関する各種問い合わせ 参照）	現在取得している在留資格以外の活動で報酬を得たいとき	無料

みほん
見本

別記第二十八号様式（第十九条関係）

日本国政府法務省
Ministry of Justice, Government of Japan

資格外活動許可申請書

APPLICATION FOR PERMISSION TO ENGAGE IN ACTIVITY OTHER THAN THAT PERMITTED UNDER THE STATUS OF RESIDENCE PREVIOUSLY GRANTED

入国管理局長　殿
To the Director General of　Regional Immigration Bureau

出入国管理及び難民認定法第19条第2項の規定に基づき，次のとおり資格外活動の許可を申請します。
Pursuant to the provisions of Paragraph 2 of Article 19-2 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act, I hereby apply for permission to engage in activities other than those permitted under the status of residence previously granted.

1 国籍・地域 Nationality / Region ＿＿＿＿　2 生年月日 Date of birth ＿＿＿＿ 年 Year ＿ 月 Month ＿ 日 Day

3 氏名 Name ＿＿＿＿

4 性別 Sex 男・女 Male/Female　5 配偶者の有無 Marital status 有・無 Married / Single　6 職業 Occupation ＿＿＿＿

7 住居地 Address in Japan ＿＿＿＿

電話番号 Telephone No. ＿＿＿＿　携帯電話番号 Cellular Phone No. ＿＿＿＿

8 旅券 (1)番号 Passport Number ＿＿＿＿　(2)有効期限 Date of expiration ＿＿＿＿ 年 Year ＿ 月 Month ＿ 日 Day

9 現に有する在留資格 Status of residence ＿＿＿＿　在留期間 Period of stay ＿＿＿＿

在留期間の満了日 Date of expiration ＿＿＿＿ 年 Year ＿ 月 Month ＿ 日 Day　10 在留カード番号 Residence card No. ＿＿＿＿

11 現在の在留活動の内容（学生にあっては学校名及び週間授業時間）
Present activity (for student: name of school, lesson hours per week)

＿＿＿＿

12 他に従事しようとする活動の内容 Other activity to engage in

(1)職務の内容 Type of activity　☐ 翻訳・通訳 Translation / Interpretation　☐ 語学教師 Language teaching　☐ その他（ Others ）

(2)雇用契約期間 Term of employment contract ＿＿＿＿　(3)週間稼働時間 Working hours per week ＿＿＿＿

(4)報酬 Salary ＿＿＿＿ 円 Yen（☐ 月額 Monthly　☐ 週額 Weekly　☐ 日額 Daily）

13 勤務先 Place of employment

(1)名称 Name ＿＿＿＿

(2)所在地 Address ＿＿＿＿　電話番号 Telephone. No. ＿＿＿＿

(3)業種 Type of business　☐ 製造 Manufacturing　☐ 商業 Commerce　☐ 教育 Education　☐ その他 Others

14 法定代理人（法定代理人による申請の場合に記入） Legal representative (in case of legal representative)

(1)氏名 Name ＿＿＿＿　(2)本人との関係 Relationship with the applicant ＿＿＿＿

(3)住所 Address ＿＿＿＿

電話番号 Telephone No. ＿＿＿＿　携帯電話番号 Cellular Phone No. ＿＿＿＿

以上の記載内容は事実と相違ありません。
I hereby declare that the statement given above is true and correct.

申請人（法定代理人）の署名／申請書作成年月日
Signature of the applicant (legal representative) / Date of filling in this form

＿＿＿＿ 年 Year ＿ 月 Month ＿ 日 Day

注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合，申請人（法定代理人）が変更箇所を訂正し，署名すること。
Attention In cases where descriptions have changed after filling in this application form up until submission of this application, the applicant (legal representative) must correct the part concerned and sign their name.

※ 取次者 Agent or other authorized person

(1)氏名 Name ＿＿＿＿　(2)住所 Address ＿＿＿＿

(3)所属機関等 Organization to which the agent belongs ＿＿＿＿　電話番号 Telephone No. ＿＿＿＿

しゅってん ほうむしょう しかくがいかつどうきょかしんせい
出典：法務省 資格外活動許可申請

2 在留期間更新、在留資格変更、永住許可申請、資格外活動許可、再入国許可及び在留資格取得

2-7 再入国許可

在留資格を持つ人が、旅行などで一時的に日本を出国する場合には、必ず地方入国管理官署で再入国許可を受けておきましょう。また在留期間内に一時的に日本を出国して、再び日本に入国する場合は、出国前に「再入国許可」の手続をしておくと、次に日本に入国するときには、査証も必要なく、出国前の在留資格で日本に滞在できます。

(1) 再入国許可とは

短期滞在の人（観光や商談や親族、知人訪問などの、就労以外の目的で短期間日本に入国している人）以外の在留資格を持つ人が、一時的に出国して再び日本に入国するときに必要な手続で、再入国許可を受けずに日本を出国すると、今持っている在留資格は失われます。

（※「みなし再入国許可制度」については、A 新しい在留管理制度・外国人住民基本台帳制度 1-1(2)みなし再入国許可制度 を参照）

(2) 一次許可と数次許可

再入国許可には一次許可と数次許可があります。

一次許可：1回限り有効です。

数次許可：期限内何度でも使用できます。

(3) 有効期限

再入国の期限は申請者の在留期限までで、最長5年（特別永住者は6年）で、在留期限を超えることはできません。許可申請は、在留期間が満了する前にします。

必要な書類	提出先／問合先	いつまで	手数料
1 再入国許可申請書 2 パスポート 3 在留カードまたは特別永住者証明書 など 4 身分を証する文書等の提示（申請取次者が申請を提出する場合）	提出先：居住地の地方入国管理官署 問合先：居住地の地方入国管理官署または外国人在留総合インフォメーションセンター（4 在留に関する各種問い合わせ 参照）	在留期間が、満了する前に申請	許可されたときに 〈一次入国許可〉 3,000円（収入印紙） 〈数次再入国許可〉 6,000円（収入印紙）

みほん
見本

別記第四十号様式（第二十九条関係）

日本国政府法務省
Ministry of Justice, Government of Japan

再　入　国　許　可　申　請　書
APPLICATION FOR RE-ENTRY PERMIT

入国管理局長　殿
To the Director General of　Regional Immigration Bureau

出入国管理及び難民認定法第26条第1項の規定に基づき，次のとおり再入国の許可を申請します。
Pursuant to the provisions of Article 26, Paragraph 1 of the Immigration-Control and Refugee-Recognition Act, I hereby apply for re-entry permit.

1 国 籍・地 域 Nationality / Region _____　2 生年月日 Date of birth _____ 年 Year 月 Month 日 Day

3 氏 名 Name _____

4 性 別 Sex 男 ・ 女 Male / Female　5 出生地 Place of birth _____　6 配偶者の有無 Marital status 有 ・ 無 Married / Single

7 職 業 Occupation _____　8 本国における居住地 Home town / city _____

9 住居地 Address in Japan _____

電話番号 Telephone No. _____　携帯電話番号 Cellular Phone No. _____

10 旅券 (1)番 号 Passport Number _____　(2)有効期限 Date of expiration _____ 年 Year 月 Month 日 Day

11 現に有する在留資格 Status of residence _____　在留期間 Period of stay _____

在留期間の満了日 Date of expiration _____ 年 Year 月 Month 日 Day

12 在留カード番号 / 特別永住者証明書番号 Residence card number / Special Permanent Resident Certificate number _____

13 渡航目的 Purpose of visit ☐ 観光 Tourism ☐ 商用 Business ☐ 親族訪問 Visit relatives ☐ 留学 Study ☐ その他（ Others ）

14 予定渡航先国名 Expected destinations _____

15 出国予定年月日・港 Expected date and port of departure _____ 年 Year 月 Month 日 Day _____ (空)港 (Air) Port

16 再入国予定年月日・港 Expected date and port of re-entry _____ 年 Year 月 Month 日 Day _____ (空)港 (Air) Port

17 希望する再入国許可 Which type of re-entry permit do you apply? ☐ 1回限りの再入国許可 Single ☐ 数次の再入国許可 Multiple

18 犯罪を理由とする処分を受けたことの有無（日本国外におけるものを含む。） Criminal record (in Japan / overseas)
有（具体的内容 Yes (Detail: _____ ）・無) / No

19 確定前の刑事裁判の有無（日本国外におけるものを含む。） Criminal action before confirming (in Japan / overseas)
有（具体的内容 Yes (Detail: _____ ）・無) / No

20 旅券を取得することができない場合は，その理由 In case that you cannot obtain a passport, fill in the reason.
_____

21 法定代理人（法定代理人による申請の場合に記入） Legal representative (in case of legal representative)
(1)氏 名 Name _____　(2)本人との関係 Relationship with the applicant _____
(3)住 所 Address _____
電話番号 Telephone No. _____　携帯電話番号 Cellular Phone No. _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。 I hereby declare that the statement given above is true and correct.
申請人（法定代理人）の署名／申請書作成年月日 Signature of the applicant (legal representative) / Date of filling in this form
_____ 年 Year 月 Month 日 Day

注 意 Attention **申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合，申請人（法定代理人）が変更箇所を訂正し，署名すること。** In cases where descriptions have changed after filling in this application form up until submission of this application, the applicant (lega representative) must correct the part concerned and sign their name.

※ 取次者 Agent or other authorized person
(1)氏 名 Name _____　(2)住 所 Address _____
(3)所属機関等（親族等については，本人との関係） Organization to which the agent belongs (in case of a relative, relationship with the applicant) _____　電話番号 Telephone No. _____

しゅってん　ほうむしょう　さいにゅうこくきょかしんせい
出 典：法 務 省　再 入 国 許 可 申 請

2 在留期間更新、在留資格変更、永住許可申請、資格外活動許可、再入国許可及び在留資格取得

2-8 在留資格の取得

日本で生まれて、日本の国籍を持たない子どもが日本に在留するには、生まれた日から30日以内に所轄の地方入国管理官署に申請して、在留資格取得の手続をしなければなりません。ただし、60日以内に出国する場合は必要ありません。

必要な書類	提出先／問合先	いつまで	手数料
1 在留資格取得許可申請書 2 出生証明書、母子健康手帳など 3 両親のパスポートと在留カード 4 身元保証書 など	提出先：居住地の地方入国管理官署 問合先：居住地の地方入国管理官署または外国人在留総合インフォメーションセンター（4 在留に関する各種問い合わせ 参照）	生まれた日から30日以内（ただし60日以内に出国する場合は必要ありません）	無料

特別永住者の子どもについては、生まれた日から 60日以内に、お住まいの市町村の役所で、特別永住許可申請をしてください。

みほん
見本

別記第三十六号様式（第二十四条関係）

日本国政府法務省
Ministry of Justice, Government of Japan

在留資格取得許可申請書
APPLICATION FOR PERMISSION TO ACQUIRE STATUS OF RESIDENCE

入国管理局長　殿
To the Director General of　Regional Immigration Bureau

出入国管理及び難民認定法第22条の2第2項（第22条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づき，次のとおり在留資格の取得を申請します。
Pursuant to the provisions of Paragraph 2 of Article 22-2 (including cases where the same shall apply mutatis mutandis under Article 22-3) of the Immigration Control and Refugee Recognition Act, I hereby apply for permission to acquire status of residence.

写 真
Photo
40mm × 30mm

1 国籍・地域 Nationality/Region ＿＿＿＿ 2 生年月日 Date of birth ＿＿ 年 Year ＿＿ 月 Month ＿＿ 日 Day
Family name　Given name
3 氏名 Name ＿＿＿＿
4 性別 Sex　男・女 Male / Female　5 出生地 Place of birth ＿＿＿＿　6 配偶者の有無 Marital status　有・無 Married / Single
7 職業 Occupation ＿＿＿＿　8 本国における居住地 Home town / city ＿＿＿＿
9 住居地 Address in Japan ＿＿＿＿
電話番号 Telephone No. ＿＿＿＿　携帯電話番号 Cellular phone No. ＿＿＿＿
10 旅券 (1)番号 Passport Number ＿＿＿＿　(2)有効期限 Date of expiration ＿＿ 年 Year ＿＿ 月 Month ＿＿ 日 Day
11 在留資格取得の事由 Cause of application　☐ 出生 Birth　☐ 国籍離脱・喪失 Loss of Japanese nationality　☐ その他（Others）
12 在留の理由 Purpose of stay ＿＿＿＿
13 希望する在留資格 Desired status of residence ＿＿＿＿　在留期間 Period of stay ＿＿＿＿
14 在日親族（父・母・配偶者・子・兄弟姉妹など）及び同居者 Family in Japan (Father, Mother, Spouse, Son, Daughter, Brother, Sister or others) or co-residents

続柄 Relationship	氏名 Name	生年月日 Date of birth	国籍・地域 Nationality / Region	同居 Residing with applicant or not	勤務先・通学先 Place of employment/school	在留カード番号 特別永住者証明書番号 Residence card number Special Permanent Resident Certificate number
				はい・いいえ Yes / No		
				はい・いいえ Yes / No		
				はい・いいえ Yes / No		
				はい・いいえ Yes / No		

15 在日身元保証人又は連絡先 Guarantor in Japan
(1)氏名 Name ＿＿＿＿　(2)本人との関係 Relationship with the applicant ＿＿＿＿
(3)住所 Address ＿＿＿＿
電話番号 Telephone No. ＿＿＿＿　携帯電話番号 Cellular phone No. ＿＿＿＿
16 代理人（法定代理人による申請の場合に記入） Legal representative (in case of legal representative)
(1)氏名 Name ＿＿＿＿　(2)本人との関係 Relationship with the applicant ＿＿＿＿
(3)住所 Address ＿＿＿＿
電話番号 Telephone No. ＿＿＿＿　携帯電話番号 Cellular phone No. ＿＿＿＿

以上の記載内容は事実と相違ありません。
申請人（法定代理人）の署名／申請書作成年月日
I hereby declare that the statement given above is true and correct.
Signature of the applicant (legal representative) / Date of filling in this form
＿＿ 年 Year ＿＿ 月 Month ＿＿ 日 Day

注意 Attention　**申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合，申請人（法定代理人）が変更箇所を訂正し，署名すること。**
In cases where descriptions have changed after filling in this application form up until submission of this application, the applicant (legal representative) must correct the part concerned and sign their name.

※ 取次者 Agent or other authorized person
(1)氏名 Name ＿＿＿＿　(2)住所 Address ＿＿＿＿
(3)所属機関等（親族等については，本人との関係） Organization to which the agent belongs (in case of a relative, relationship with the applicant) ＿＿＿＿　電話番号 Telephone No. ＿＿＿＿

しゅってん　ほうむしょう　ざいりゅうしかくしゅとくきょかしんせい
出　典：法務省　在留資格取得許可申請

3 就労資格証明書の取得

就労資格証明書とは、雇い主などと外国人の双方の利便を図るため、外国人が希望する場合、本人が行うことができる就労活動を具体的に示した資格証明書です。地方入国管理官署に申請します。

必要な書類	提出先／問合先	いつ	手数料
1 就労資格証明書交付申請書 2 在留カード 3 パスポートまたは在留資格証明書 4 資格外活動許可書〈資格外活動許可を受けている場合〉 など	提出先：居住地の地方入国管理官署 問合先：居住地の地方入国管理官署 または外国人在留総合インフォメーションセンター（4 在留に関する各種問い合わせ 参照）	必要に応じて	交付を受けるときに900円が必要（収入印紙）

みほん
見本

別記第二十九号の五様式（第十九条の四関係）

日本国政府法務省
Ministry of Justice, Government of Japan

就労資格証明書交付申請書
APPLICATION FOR CERTIFICATE OF AUTHORIZED EMPLOYMENT

入国管理局長　殿
To the Director General of　Regional Immigration Bureau

出入国管理及び難民認定法第19条の2第1項の規定に基づき，次のとおり就労資格証明書の交付を申請します。
Pursuant to the provisions of Paragraph 1 of Article 19-2 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act, I hereby apply for a certificate of authorized employment.

1 国籍・地域 Nationality / Region ＿＿＿＿　2 生年月日 Date of birth ＿＿＿＿ 年 Year 月 Month 日 Day

3 氏名 Name ＿＿＿＿

4 性別 Sex　男・女 Male/Female　5 住居地 Address in Japan ＿＿＿＿

電話番号 Telephone No. ＿＿＿＿　携帯電話番号 Cellular Phone No. ＿＿＿＿

6 旅券 Passport (1)番号 Number ＿＿＿＿　(2)有効期限 Date of expiration ＿＿＿＿ 年 Year 月 Month 日 Day

7 在留の資格 Status of residence ＿＿＿＿　在留期間 Period of stay ＿＿＿＿

在留期間の満了日 Date of expiration ＿＿＿＿ 年 Year 月 Month 日 Day

8 在留カード番号／特別永住者証明書番号 Residence card number / Special Permanent Resident Certificate number ＿＿＿＿

9 証明を希望する活動の内容 Desired activity to be certified

＿＿＿＿

10 就労する期間 Period of work from ＿＿＿＿ 年 Year 月 Month 日 Day から to ＿＿＿＿ 年 Year 月 Month 日 Day まで

11 使用目的 Purpose of use ＿＿＿＿

12 法定代理人（法定代理人による申請の場合に記入） Legal representative (in case of legal representative)

(1)氏名 Name ＿＿＿＿　(2)本人との関係 Relationship with the applicant ＿＿＿＿

(3)住所 Address ＿＿＿＿

電話番号 Telephone No. ＿＿＿＿　携帯電話番号 Cellular phone No. ＿＿＿＿

以上の記載内容は事実と相違ありません。 I hereby declare that the statement given above is true and correct.

申請人（法定代理人）の署名／申請書作成年月日 Signature of the applicant (legal representative) / Date of filling in this form

＿＿＿＿ 年 Year 月 Month 日 Day

注意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合，申請人（法定代理人）が変更箇所を訂正し，署名すること。
Attention In cases where descriptions have changed after filling in this application form up until submission of this application, the applicant (legal representative) must correct the part concerned and sign their name.

※ 取次者 Agent or other authorized person

(1)氏名 Name ＿＿＿＿　(2)住所 Address ＿＿＿＿

(3)所属機関等 Organization to which the agent belongs ＿＿＿＿　電話番号 Telephone No. ＿＿＿＿

しゅってん　ほうむしょう　しゅうろうしかくしょうめいしょこうふしんせい
出典：法務省　就労資格証明書交付申請

4 在留に関する各種問い合わせ

入国管理官局では、皆様からの入国手続や在留手続等に関する各種のお問い合わせに応じるために、仙台、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、広島および福岡の各地方入国管理官局・支局に「外国人在留総合インフォメーションセンター」を設置しております。ここでは、電話や訪問によるお問い合わせに日本語だけでなく、外国語（英語、韓国語、中国語、スペイン語等）でも対応しています。

また、札幌、高松および那覇の各地方入国管理官局・支局には相談員を配置し、電話や訪問によるお問い合わせに対応していますので、お気軽にご利用ください。

		郵便番号	住所	電話番号
外国人在留総合インフォメーションセンター	仙台	〒983-0842	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20	0570-013904（IP,PHS,海外から:03-5796-7112）平日 午前8:30～午後5:15
	東京	〒108-8255	東京都港区港南5-5-30	
	横浜	〒236-0002	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7	
	名古屋	〒455-8601	愛知県名古屋市港区正保町5-18	
	大阪	〒559-0034	大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53	
	神戸	〒650-0024	兵庫県神戸市中央区海岸通29	
	広島	〒730-0012	広島県広島市中区上八丁堀2-31	
	福岡	〒812-0003	福岡県福岡市博多区下臼井778-1 福岡空港国内線第3ターミナルビル内	
相談員配置先	札幌	〒060-0042	北海道札幌市中央区大通西12丁目	
	高松	〒760-0033	香川県高松市丸の内1-1	
	那覇	〒900-0022	沖縄県那覇市樋川1-15-15	

出典：入国管理局ホームページ

上記の他、入国管理官局では、地方公共団体の相談窓口と連携して、外国人住民が日本で生活するために必要な入国管理手続等の行政手続、生活に関する相談及び情報提供を行うため、ワンストップ型の相談センターも設置しています。

ここでも、電話や訪問によるお問い合わせに、日本語だけでなく、外国語（英語、中国語等）で対応しています。

	住所	電話番号	対応言語
外国人総合相談支援センター	〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町 2-44-1 東京都健康センター「ハイジア」11階 しんじゅく多文化共生プラザ内	TEL 03-3202-5535 TEL・FAX 03-5155-4039	英語・中国語（月～金（第2第4水曜は除く）） ポルトガル語（木・金） スペイン語（月・木） インドネシア語（火） ベトナム語（金） ベンガル語（火・水（第2第4水曜は除く））
外国人総合相談センター埼玉	〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区 北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎3階	TEL 048-833-3296 FAX 048-833-3600	入国・在留手続相談・案内 ポルトガル語（月・水・金） 外国人に対する就業等に関する相談・案内 英語・ポルトガル語・スペイン語・中国語・ハングル・タガログ語・タイ語・ベトナム語（火） 生活その他各種生活関連サービスに係る案内 英語・ポルトガル語・スペイン語・中国語・ハングル・タガログ語・タイ語・ベトナム語（常時対応）

浜松外国人総合支援ワンストップセンター	〒430-0916 静岡県浜松市中区早馬町 2-1 クリエート浜松4階	TEL 053-458-2170 FAX 053-458-2197	入国・在留手続相談及び情報提供 英語・ポルトガル語・スペイン語（水） 生活その他各種生活関連サービスに係る相談及び情報提供 英語（火～金） ポルトガル語（火～金・土・日） 中国語（火） スペイン語（水） タガログ語（木）

出典：入国管理局ホームページ